

平成30年3月策定

令和 5年2月改訂

第3次宮崎市食育・地産地消推進計画 (改訂版)

MVP350で目指す「健康寿命日本一」
～ 1日350gの野菜を食べることから、健康づくりを始めよう ～



令和5年2月

宮崎市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 2 |
| 3 | 計画の期間 | 2 |
| 4 | 計画改訂版の策定体制 | 3 |

第2章 宮崎市の現状と課題

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 健康の現状 | 4 |
| 2 | 食習慣の現状 | 7 |
| 3 | 農林水産業の現状 | 9 |
| 4 | 地産地消及び6次産業化の現状 | 11 |
| 5 | 食品衛生の状況 | 14 |
| 6 | 市民の食料消費の状況 | 15 |
| 7 | 第2次計画における数値目標の達成状況 | 16 |

第3章 計画の基本方針

| | | |
|---|------------|----|
| 1 | 基本目標 | 17 |
| 2 | 基本視点 | 17 |
| 3 | 基本施策 | 19 |
| 4 | 施策の体系 | 20 |
| 5 | 目標指標（数値目標） | 21 |

第4章 具体的な施策の展開

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 健康寿命の延伸につながる食育・地産地消の推進 | 22 |
| 2 | 生涯にわたる食育推進 | 25 |
| 3 | 農林水産業の体験や交流等の推進 | 29 |
| 4 | 地産地消及び6次産業化の推進 | 31 |
| 5 | 食の安全・安心を確保する取組の推進 | 34 |

第5章 計画の推進にあたって

| | | |
|---|---------|----|
| 1 | 推進体制 | 36 |
| 2 | 関係者の役割 | 36 |
| 3 | 計画の進行管理 | 37 |

資料編

| | |
|----------------------------|----|
| ○第3次宮崎市食育・地産地消推進計画改訂版の策定経緯 | 40 |
| ○宮崎市食育・地産地消推進会議設置要綱 | 41 |
| ○推進会議委員名簿 | 42 |
| ○食に関する問合せ先 | 43 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「食」は、健康な体と豊かな心を育み、生きていく力を与えてくれるとともに、楽しみや喜びを与えてくれます。

その「食」を取り巻く状況は、国民の生活水準が向上するとともに、社会環境や生活様式等が変化することにより、「食」に関する国民の価値観やライフスタイル等も多様化しています。

また、農林水産物は、生産技術の向上や輸送・流通システムの高度化などにより、消費者にとって、いつでも欲しいものが手に入る状況となっておりますが、その反面、農林水産物の旬や生産地に対する認識が低下し、生産者と消費者の関係が希薄になるなどの問題も生じています。

本市は、全国有数の野菜生産地であり、それを食材として豊かな食生活を実現できる環境にあります。県民の野菜摂取量は全国平均を上回っているものの、摂取量の目安である350gには届いていない状況です。また、生活習慣病は増加傾向にあり、特に、肥満の状況は、男性が全国3位、女性が全国2位とともに高く、エネルギーの過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏り、食習慣の乱れなどが影響しているものと懸念されています。

また、鳥インフルエンザや口蹄疫など家畜伝染病の発生や輸入農産物の残留農薬、遺伝子組み換え作物や食品偽装表示などの問題により、食の安全・安心に対する消費者意識が一層高まっています。

これまで本市では、「食育基本法」（平成17年7月施行）に基づき、平成21年3月に「宮崎市食育推進計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、豊かな農林水産物に恵まれた本市の特性を活かした実効性のある食育の推進に努めてまいりました。

また、平成25年3月に改定した「宮崎市食育・地産地消推進計画」（以下、「第2次計画」という。）では、「食に関する感謝の念と理解」、「一人ひとりが主役の市民運動としての食育の推進」、「生産者と消費者の相互理解により進める地産地消」の3つの基本的な視点に立って取組を進めてまいりました。

今後とも、豊かな自然と温暖な気候にめぐまれた「太陽のまち“宮崎”」で、いつまでも心身ともに健康で、いきいきと安心して暮らしていくことは、私たち宮崎市民の願いです。

このため、これらの現状の課題や第2次計画の評価・検証を踏まえ、『健康寿命日本一』を目指し、本市の食育・地産地消の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第3次宮崎市食育・地産地消推進計画」を策定します。

“ You are what you eat ”

メモ

英語のことわざで「あなたの体は、あなたが食べたもので作られている」と訳されています。

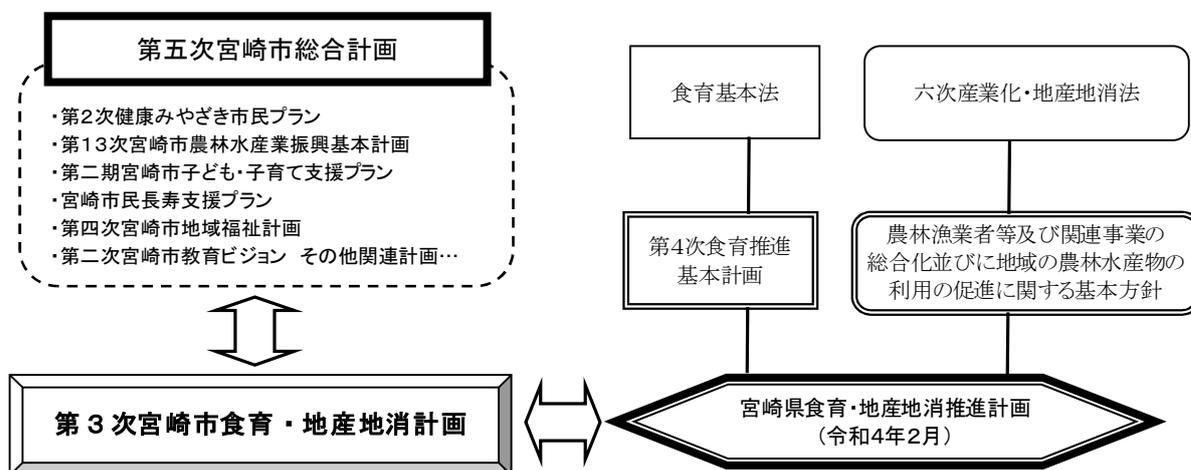
毎日食べている物が自分の体を作り、健康を支えています(体や心の健康は、毎日何をどう食べたかで決まります)。

2 計画の位置づけ

第2次計画に引き続き、本計画は、「食育基本法」第18条第1項に基づく『市町村食育推進計画』と、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（以下、「六次産業化・地産地消法」という。）第41条第1項に基づく『促進計画』として位置づけるものとします。

また、本計画は、本市の食育・地産地消推進にあたっての基本的な考え方を示し、具体的な施策や指標を掲げて関係施策を総合的かつ計画的に推進していくために必要な事項を定め、行政はもとより、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等、広く市民がそれぞれの立場から連携・協働して食育・地産地消に取り組んでいくための共通認識となるものとします。

なお、計画の推進にあたっては、「第五次宮崎市総合計画」をはじめとして、本市における関連計画と整合性を図りつつ、食育・地産地消を具体的に推進していくこととします。



3 計画の期間

本計画は、当初、2018（平成30）年度を初年度とし、2022（令和4）年度を目標年度とする5か年の計画としていました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大をはじめとする様々な社会情勢の急速な変化に対応すべく、本市のまちづくりの指針であり、最上位計画である「第五次宮崎市総合計画」が2年間延伸されたことに伴い、本計画も計画期間をそろえ、内容の整合を図るため、計画期間を2年間延伸することとしました。

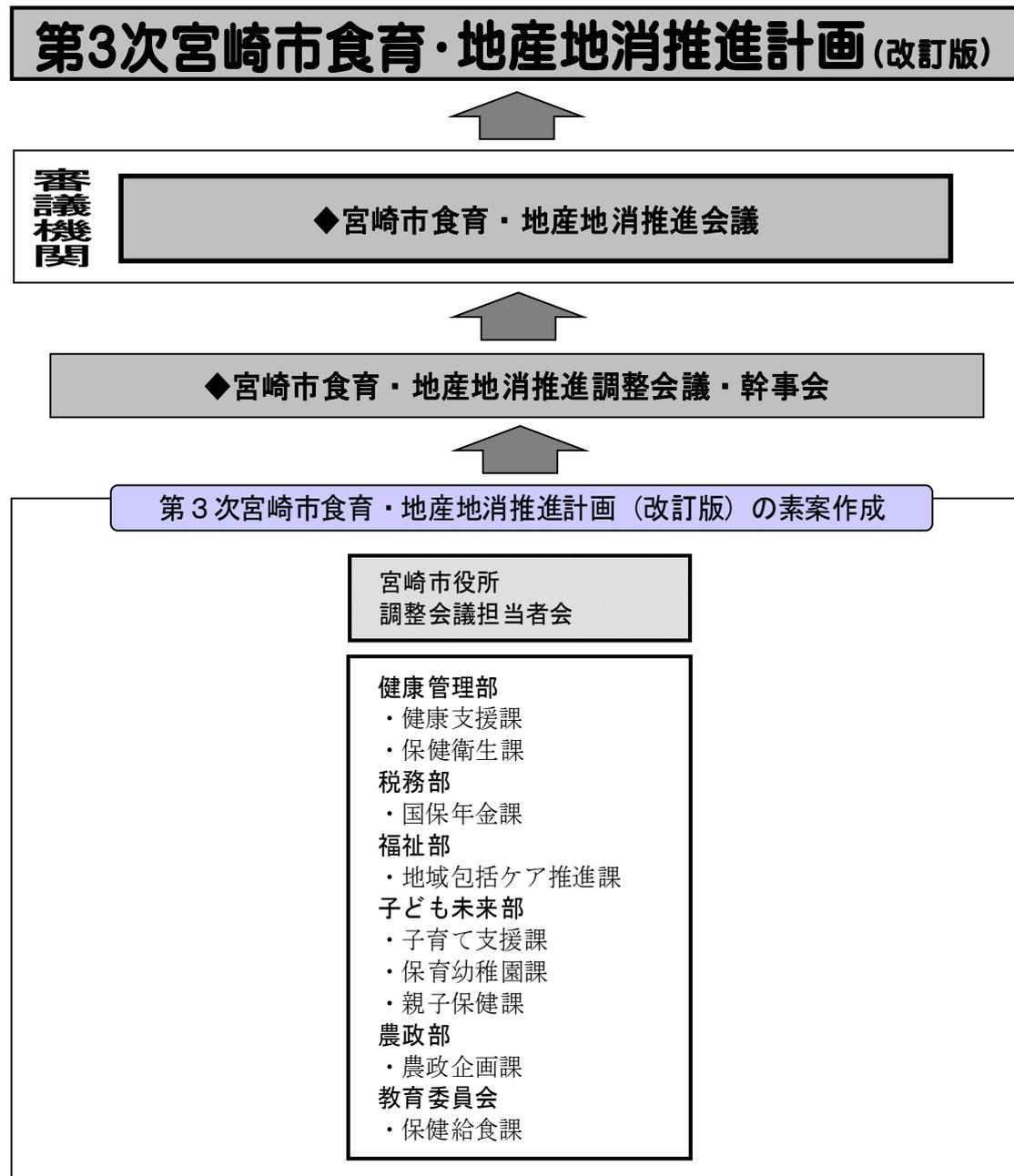
これに伴い、本計画は、2018（平成30）年度を初年度とし、2024（令和6）年度を目標年度とする7か年の計画とします。

ただし、社会情勢の変化等によって、見直しが必要な場合には、必要な見直しを行うこととします。

4 計画改訂版の策定体制

本計画の策定にあたっては、食育に関する現状や課題を共有し、関連施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、学識経験者や関係機関・団体の代表者等で構成される「宮崎市食育・地産地消推進会議」を審議機関として位置付け、計画に関する意見などの集約を図りながら検討しました。

また、市民や消費者の立場を踏まえた計画とするため、令和3年6月から7月に市政モニターアンケートを実施しました。



第2章 宮崎市の現状と課題

1 健康の現状

(1) 平均寿命と健康寿命*

宮崎県民の健康寿命（令和元年）は、男性：9位（73.30歳）、女性：3位（76.71歳）で、どちらも全国平均（男性：72.68歳、女性：75.38歳）を上回っており、平成28年の調査よりも順位・年齢ともに延伸しています。また、令和元年の平均寿命と健康寿命の差は、男性：7.95歳（全国平均：8.73歳）、女性：10.91歳（全国平均：12.07歳）となっています。

| 都道府県別平均寿命（平成28年） | | | |
|------------------|-----------|------|----------|
| 男性 | | 女性 | |
| 全国平均 | 80.98 | 全国平均 | 87.14 |
| 1 | 長野 81.95 | 1 | 滋賀 87.91 |
| | 滋賀 81.95 | 2 | 岡山 87.77 |
| 3 | 奈良 81.85 | 3 | 長野 87.69 |
| 4 | 京都 81.74 | 4 | 沖縄 87.62 |
| 5 | 神奈川 81.64 | 5 | 東京 87.59 |
| } | | } | |
| 32 | 宮崎 80.22 | 32 | 宮崎 86.93 |
| } | | } | |
| 44 | 和歌山 79.94 | 44 | 茨城 86.25 |
| 45 | 秋田 79.61 | 45 | 栃木 86.18 |
| 46 | 青森 78.93 | 46 | 青森 86.06 |
| — | (熊本) — | — | (熊本) — |

| 都道府県別平均寿命（令和元年） | | | |
|-----------------|-----------|------|----------|
| 男性 | | 女性 | |
| 全国平均 | 81.41 | 全国平均 | 87.45 |
| 1 | 滋賀 82.66 | 1 | 岡山 88.17 |
| 2 | 長野 82.47 | 2 | 東京 88.06 |
| 3 | 奈良 82.30 | 3 | 滋賀 88.05 |
| 4 | 京都 82.28 | 4 | 京都 88.02 |
| 5 | 神奈川 82.07 | 5 | 島根 87.99 |
| } | | } | |
| 27 | 宮崎 81.25 | 16 | 宮崎 87.62 |
| } | | } | |
| 45 | 秋田 80.40 | 45 | 茨城 86.52 |
| 46 | 岩手 80.04 | 46 | 栃木 86.39 |
| 47 | 青森 78.86 | 47 | 青森 86.17 |

| 都道府県別健康寿命（平成28年） | | | |
|------------------|----------|------|-----------|
| 男性 | | 女性 | |
| 全国平均 | 72.14 | 全国平均 | 74.79 |
| 1 | 山梨 73.21 | 1 | 愛知 76.32 |
| 2 | 埼玉 73.10 | 2 | 山梨 76.22 |
| 3 | 愛知 73.06 | 3 | 三重 76.22 |
| 4 | 岐阜 72.90 | 4 | 富山 75.77 |
| 5 | 石川 72.67 | 5 | 島根 75.74 |
| } | | } | |
| 23 | 宮崎 72.06 | 25 | 宮崎 74.94 |
| } | | } | |
| 44 | 徳島 71.34 | 44 | 京都 73.97 |
| 45 | 愛媛 71.33 | 45 | 北海道 73.77 |
| 46 | 秋田 71.21 | 46 | 広島 73.62 |
| — | (熊本) — | — | (熊本) — |

| 都道府県別健康寿命（令和元年） | | | |
|-----------------|----------|------|----------|
| 男性 | | 女性 | |
| 全国平均 | 72.68 | 全国平均 | 75.38 |
| 1 | 大分 73.72 | 1 | 三重 77.58 |
| 2 | 山梨 73.57 | 2 | 山梨 76.74 |
| 3 | 埼玉 73.48 | 3 | 宮崎 76.71 |
| 4 | 滋賀 73.46 | 4 | 大分 76.60 |
| 5 | 静岡 73.45 | 5 | 静岡 76.58 |
| } | | } | |
| 9 | 宮崎 73.30 | } | |
| } | | } | |
| 45 | 鳥取 71.58 | 45 | 東京 74.55 |
| 46 | 愛媛 71.50 | 46 | 滋賀 74.44 |
| 47 | 岩手 71.39 | 47 | 京都 73.68 |

◆資料：厚生労働科学研究「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」
「健康日本21（第二次）の総合的評価と次期健康づくり運動に向けた研究」において算出

[用語解説]

・健康寿命

健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

(2) 肥満の状況 (BMI※の平均値)

平成24年の調査では、男性：26位(23.6kg/m² 全国平均：23.6kg/m²)、女性：23位(22.6kg/m² 全国平均：22.5kg/m²)でしたが、平成28年の調査では、男性：3位(24.8kg/m² 全国平均：23.8kg/m²)、女性：2位(23.8kg/m² 全国平均：22.6kg/m²)と男女ともに順位・BMIの値が前回を上回る結果となっています。

| 平成24年 | | | | 平成28年 | | | | | | | |
|-------------|------|--------------------------|-------------|-------------|--------------------------|-------------|------|--------------------------|-------------|------|-------------|
| 男性 (20~69歳) | | 女性 (40~69歳) | | 男性 (20~69歳) | | 女性 (40~69歳) | | | | | |
| 順位 | 都道府県 | 平均値 (kg/m ²) | 順位 | 都道府県 | 平均値 (kg/m ²) | 順位 | 都道府県 | 平均値 (kg/m ²) | | | |
| 全国平均 | | 23.6 | 全国平均 | | 22.5 | 全国平均 | | 23.8 | 全国平均 | | 22.6 |
| 1 | 長崎 | 24.4 | 1 | 沖縄 | 23.9 | 1 | 高知 | 25.1 | 1 | 福島 | 23.9 |
| 2 | 青森 | 24.3 | 2 | 長崎 | 23.6 | 2 | 福島 | 24.8 | 2 | 宮崎 | 23.8 |
| 3 | 沖縄 | 24.3 | 3 | 高知 | 23.4 | 3 | 宮崎 | 24.8 | 3 | 沖縄 | 23.8 |
| 4 | 秋田 | 24.3 | 4 | 岩手 | 23.4 | 4 | 宮城 | 24.6 | 4 | 山形 | 23.4 |
| 5 | 岩手 | 24.3 | 5 | 秋田 | 23.3 | 5 | 青森 | 24.5 | 5 | 岡山 | 23.3 |
| } | | | } | | | } | | | } | | |
| 26 | 宮崎 | 23.6 | 23 | 宮崎 | 22.6 | 44 | 東京 | 23.3 | 44 | 石川 | 22.1 |
| } | | | } | | | 45 | 静岡 | 23.3 | 45 | 京都 | 22.0 |
| 45 | 福岡 | 23.0 | 45 | 岐阜 | 22.0 | 46 | 新潟 | 23.1 | 46 | 福岡 | 21.8 |
| 46 | 岐阜 | 23.0 | 46 | 神奈川 | 21.6 | — | (熊本) | — | — | (熊本) | — |
| 47 | 三重 | 22.8 | 47 | 三重 | 21.5 | | | | | | |

注) 年齢調整をした値。少数第2位を四捨五入

◆資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査※結果の概要」

※令和3年実施予定だった拡大調査が中止のため、平成28年が最新データ

[用語解説]

・BMI

肥満度を表す体格指数で、次の式で計算する。BMI＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

BMI:25 以上の場合は肥満、BMI:18.5 未満は低体重(やせ型)

(3) メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合状況

令和元年の調査では、都道府県別の割合は、全国第6位となっており、全国平均より2.6ポイント高く平成28年度の調査よりも順位・割合ともに悪化しています。

| 平成28年度 | | | 令和元年度 | | |
|-------------|------|-------------|-------------|------|-------------|
| 順位 | 都道府県 | % | 順位 | 都道府県 | % |
| 全国平均 | | 26.6 | 全国平均 | | 27.9 |
| 1 | 沖縄 | 32.9 | 1 | 沖縄 | 35.1 |
| 2 | 福島 | 29.8 | 2 | 宮城 | 31.4 |
| | 宮城 | 29.8 | 3 | 福島 | 31.2 |
| 4 | 秋田 | 28.9 | | 秋田 | 31.2 |
| 5 | 鹿児島 | 28.8 | 5 | 鹿児島 | 31.0 |
| | 高知 | 28.8 | 6 | 宮崎 | 30.5 |
| 10 | 宮崎 | 28.1 | } | | |
| } | | | 45 | 静岡 | 25.9 |
| 45 | 長野 | 24.4 | | 岐阜 | 25.9 |
| 46 | 静岡 | 24.3 | | 新潟 | 25.9 |
| 47 | 岐阜 | 24.0 | | | |

◆資料：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」

(4) 死因別死亡割合の状況

死亡原因は、全国、宮崎県と同様に、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、腎不全などの生活習慣病が上位となっています。

(令和元年)

| | 宮崎市 | | 宮崎県 | | 全国 | |
|-----|-----------------------|------------|----------|------------|----------|------------|
| | 死因 | 死亡総数に占める割合 | 死因 | 死亡総数に占める割合 | 死因 | 死亡総数に占める割合 |
| 1位 | 悪性新生物 | 29.4% | 悪性新生物 | 26.1% | 悪性新生物 | 27.3% |
| 2位 | 心疾患 | 15.3% | 心疾患 | 16.4% | 心疾患 | 15.0% |
| 3位 | 脳血管疾患 | 8.4% | 脳血管疾患 | 8.6% | 老衰 | 8.8% |
| 4位 | 老衰 | 8.1% | 老衰 | 7.7% | 脳血管疾患 | 7.7% |
| 5位 | 肺炎 | 6.3% | 肺炎 | 7.4% | 肺炎 | 6.9% |
| 6位 | 他の呼吸器系の疾患 | 4.9% | 不慮の事故 | 2.8% | 誤嚥性肺炎 | 2.9% |
| 7位 | 不慮の事故 | 2.5% | 誤嚥性肺炎 | 2.4% | 不慮の事故 | 2.8% |
| 8位 | 腎不全 | 1.9% | 腎不全 | 2.0% | 腎不全 | 1.9% |
| 9位 | 肝疾患 | 1.6% | アルツハイマー病 | 1.7% | 血管性等の認知症 | 1.5% |
| 10位 | アルツハイマー病 他の消化器系の疾患 | 1.5% | 間質性肺疾患 | 1.6% | アルツハイマー病 | 1.5% |

◆資料：令和3年度版「宮崎市保健所の概要」

(5) 歯の健康（むし歯）の状況

①むし歯のない3歳児の割合

本市の3歳児のむし歯有病者率は、年々改善されています。

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 県 令和2年度 | 全国 令和2年度 |
|--------|--------|-------|-------|-------|------------|-------------|
| 84.6% | 87.3% | 90.1% | 87.5% | 91.3% | 82.7% | 88.2% |

◆資料：3歳6か月児健診（市健康支援課調べ） (参考値)

歯科健康診査実施状況報告（厚生労働省）、宮崎県母子保健事業実績（宮崎県健康増進課）

②60歳で24歯以上の自分の歯を有する人の割合

本市の60歳で24本以上の自分の歯を有する人の割合は、年々改善される傾向にあります。

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|--------|-------|-------|-------|
| 83.3% | 82.5% | 89.0% | 84.7% | 86.4% |

◆資料：歯周疾患検診（市健康支援課調べ）

2 食習慣の現状

(1) 野菜の摂取量

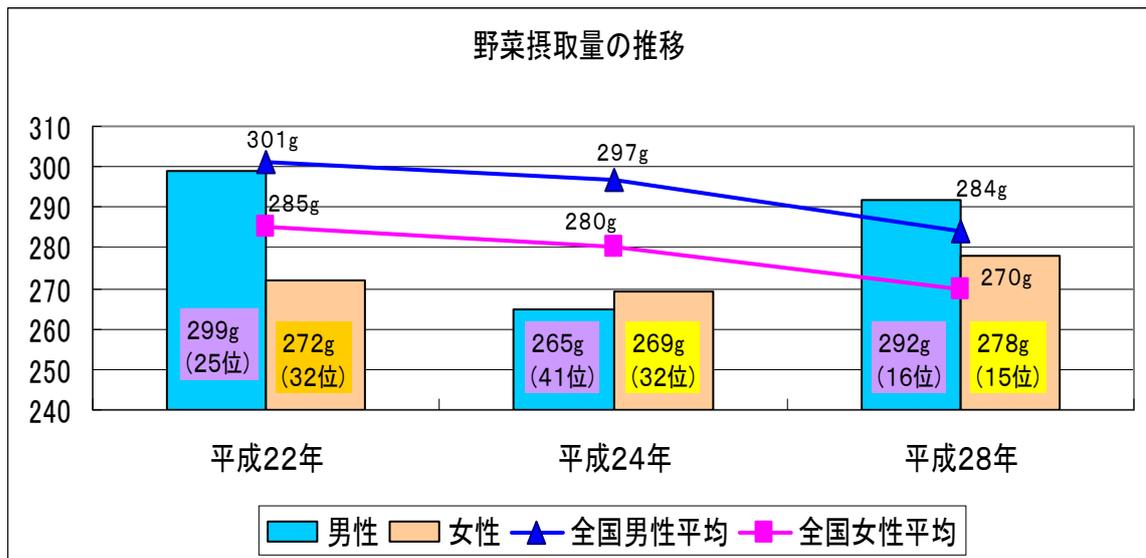
都道府県別の野菜の摂取量は、平成24年の調査では、男性：41位(265g 全国平均：297g)、女性：32位(269g 全国平均：280g)でしたが、平成28年には、男性：16位(292g 全国平均：284g)、女性：15位(278g 全国平均：270g)と男女ともに順位・摂取量が改善し全国平均を上回っていますが、全国的には摂取量が減少しています。

| 平成24年 | | | | 平成28年 | | | | | |
|------------|------|------------|------|------------|-----------|------------|------|-----|--|
| 男性 (20歳以上) | | 女性 (20歳以上) | | 男性 (20歳以上) | | 女性 (20歳以上) | | | |
| 順位 | 都道府県 | 平均値 (g/日) | 順位 | 都道府県 | 平均値 (g/日) | 順位 | 都道府県 | | |
| 全国平均 | | 297 | 全国平均 | | 280 | 全国平均 | | 270 | |
| 1 | 長野 | 379 | 1 | 長野 | 365 | 1 | 長野 | 335 | |
| 2 | 島根 | 358 | 2 | 島根 | 323 | 2 | 福島 | 314 | |
| 3 | 新潟 | 333 | 3 | 東京 | 312 | 3 | 徳島 | 309 | |
| 4 | 東京 | 332 | 4 | 山梨 | 310 | 4 | 神奈川 | 304 | |
| 5 | 山梨 | 331 | 5 | 新潟 | 308 | 5 | 青森 | 300 | |
| \ | | | | \ | | | | | |
| 41 | | 宮崎 | 265 | 32 | | 宮崎 | 269 | 15 | |
| \ | | | | \ | | | | | |
| 45 | 徳島 | 262 | 45 | 滋賀 | 244 | 44 | 愛知 | 238 | |
| 46 | 北海道 | 260 | 46 | 奈良 | 242 | 45 | 和歌山 | 232 | |
| 47 | 愛知 | 243 | 47 | 愛知 | 240 | 46 | 大阪 | 227 | |
| | | | | | | — | (熊本) | — | |

注) 年齢調整をした値。少数第1位を四捨五入

◆資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査*結果の概要」

※令和3年実施予定だった拡大調査が中止のため、平成28年が最新データ



(2) 食塩摂取量

都道府県別の食塩の摂取量は、平成24年の調査では、男性：26位(11.0g 全国平均：11.3g)、女性：11位(10.0g 全国平均：9.6g)でしたが、平成28年には、男性：23位(10.7g 全国平均：10.8g)、女性：9位(9.4g 全国平均：9.2g)と男女ともに摂取量は改善されましたが、女性は全国平均を上回っています。

| 平成24年 | | | | 平成28年 | | | | | | | | |
|--------------------------|------|-----------|-----------------|------------|-----------|----|------------------|-----------|----|-----------------|------|------|
| 男性 (20歳以上) | | | 女性 (20歳以上) | 男性 (20歳以上) | | | 女性 (20歳以上) | | | | | |
| 順位 | 都道府県 | 平均値 (g/日) | 順位 | 都道府県 | 平均値 (g/日) | 順位 | 都道府県 | 平均値 (g/日) | | | | |
| 全国平均 11.3 | | | 全国平均 9.6 | | | | 全国平均 10.8 | | | 全国平均 9.2 | | |
| 1 | 岩手 | 12.9 | 1 | 岩手 | 11.1 | 1 | 宮城 | 11.9 | 1 | 長野 | 10.1 | |
| 2 | 長野 | 12.6 | 2 | 長野 | 11.1 | 2 | 福島 | 11.9 | 2 | 福島 | 9.9 | |
| 3 | 山形 | 12.4 | 3 | 埼玉 | 10.5 | 3 | 長野 | 11.8 | 3 | 山形 | 9.8 | |
| 4 | 秋田 | 12.3 | 4 | 山形 | 10.5 | 4 | 福岡 | 11.7 | 4 | 青森 | 9.7 | |
| 5 | 山梨 | 12.3 | 5 | 山梨 | 10.3 | 5 | 秋田 | 11.6 | 5 | 千葉 | 9.7 | |
| } | | | } | | | | } | | | 9 | 宮崎 | 9.4 |
| | | | | | | | | | | 11 | 宮崎 | 10.0 |
| 26 宮崎 11.0 | | | } | | | | } | | | | | |
| 45 | 大阪 | 10.2 | | | | | | | | 45 | 佐賀 | 8.7 |
| 46 | 高知 | 10.1 | 46 | 大阪 | 8.7 | 45 | 高知 | 9.8 | 45 | 大阪 | 8.4 | |
| 47 | 沖縄 | 9.5 | 47 | 沖縄 | 7.8 | 46 | 沖縄 | 9.1 | 46 | 沖縄 | 8.0 | |
| | | | | | | | — | (熊本) | — | — | (熊本) | — |

注) 年齢調整をした値。少数2位を四捨五入

◆資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査*結果の概要」

※令和3年実施予定だった拡大調査が中止のため、平成28年が最新データ

(3) 朝食の欠食状況 (朝食を食べる児童生徒の割合)

令和3、4年度で本市の児童生徒が朝食を食べている割合は、全国の平均を上回っていますが、割合は少ないものの、朝食を摂らずに登校する児童生徒がいる実態もうかがえます。

| 年度 | 対象 | 宮崎市 | 県 | 全国 |
|-------|----------|-------|-------|-------|
| 令和4年度 | 小学校 (6年) | 94.7% | 94.4% | 94.4% |
| | 中学校 (3年) | 92.3% | 93.5% | 91.9% |
| 令和3年度 | 小学校 (6年) | 95.0% | 95.2% | 94.9% |
| | 中学校 (3年) | 94.7% | 94.8% | 92.8% |

◆資料：全国学力・学習状況調査 (小6・中3) における「児童・生徒質問紙」

3 農林水産業の現状

(1) 農業産出額、品目別生産額

本市では、冬季に温暖で日照時間が長い気候条件を活かし、バラエティ豊かで質の高い農林水産物が豊富に生産されています。

特に農業分野では、施設園芸や畜産、果樹などを中心に生産振興を図ってきた結果、農業産出額※は全国の市町村の中で第22位に位置しています。

中でも、冬春きゅうりは全国1位、冬春ピーマンは全国3位、冬春トマトは全国6位、だいこんも全国3位生産地となっています。

令和2年市町村別農業産出額

| 順位 | 都道府縣市町村 | 産出額(千万円) |
|----|---------|----------|
| 1 | 宮崎県 都城市 | 8,646 |
| 2 | 愛知県 田原市 | 8,247 |
| 3 | 北海道 別海町 | 6,626 |
| 4 | 茨城県 鉾田市 | 6,400 |
| 5 | 新潟県 新潟市 | 5,699 |
|) | | |
| 22 | 宮崎県 宮崎市 | 3,155 |
|) | | |
| 26 | 宮崎県 小林市 | 3,042 |
|) | | |
| 39 | 宮崎県 日向市 | 2,619 |

令和3年宮崎市の農畜産物生産額

| | 品名 | 生産額(千円) | 割合 |
|----|-------|------------|-------|
| 1 | きゅうり | 12,677,514 | 30.4 |
| 2 | 肉用牛 | 6,619,340 | 15.9 |
| 3 | 水稲 | 2,313,710 | 5.5 |
| 4 | トマト | 2,101,936 | 5.0 |
| 5 | ピーマン | 1,993,145 | 4.8 |
| 6 | 卵 | 1,567,281 | 3.8 |
| 7 | マンゴー | 1,408,225 | 3.4 |
| 8 | 洋ラン | 1,358,436 | 3.3 |
| 9 | ブロイラー | 1,262,384 | 3.0 |
| 10 | いちご | 1,148,237 | 2.8 |
| | その他 | 9,283,217 | 22.2 |
| | 合計 | 41,733,426 | 100.0 |

注) 単位未満の数値は四捨五入

◆宮崎市「令和4年度 農林水産振興の概要」

◆資料：農林水産省「農業産出額(市町村別)」

[用語解説]

・農業産出額

農業産出額＝品目別生産数量×品目別農家庭先販売価格＋品目別価格補填金 の合計

《宮崎市の全国ランキング(収穫量) 上位品目の状況(令和2年)》

| | 冬春きゅうり | 冬春ピーマン | 冬春トマト | だいこん※ |
|----|-----------|-----------|----------|-----------|
| 1 | 宮崎市 | 茨城県 神栖市 | 熊本県 八代市 | 千葉県 銚子市 |
| 2 | 千葉県 旭市 | 西都市 | 熊本県 玉名市 | 神奈川県 三浦市 |
| 3 | 高知県 高知市 | 宮崎市 | 愛知県 豊橋市 | 宮崎市 |
| 4 | 埼玉県 深谷市 | 高知県 土佐市 | 愛知県 田原市 | 青森県 おいらせ町 |
| 5 | 群馬県 板倉町 | 鹿児島県 志布志市 | 熊本県 宇城市 | 鹿児島県 大崎町 |
| 6 | 群馬県 館林市 | 鹿児島県 東串良町 | 宮崎市 | 北海道 帯広市 |
| 7 | 国富町 | 新富町 | 愛知県 豊川市 | 新潟県 新潟市 |
| 8 | 群馬県 前橋市 | 高知県 芸西村 | 北海道 平取町 | 鹿児島県 南九州市 |
| 9 | 高知県 須崎市 | 鹿児島県 鹿屋市 | 栃木県 栃木市 | 長崎県 島原市 |
| 10 | 鹿児島県 東串良町 | 沖縄県 八重瀬町 | 長崎県 南島原市 | 鹿児島県 東串良町 |

◆資料：農林水産省「わがマチ・わがムラ 都道府県・市町村ランキング」

※「だいこん」は、令和2年の作付面積のランキング順位

(2) 漁業（水揚高、魚種別）

本市の沿岸の海域では、沖合を北上する黒潮の恵みを受け、いせえび、シラス、マグロ等の多くの水産物が水揚げされています。

また、豊富な地下水、温暖な気候など自然条件を活かして、養殖ウナギの生産も盛んです。

令和3年宮崎市魚種別海面漁業水揚高

| 順位 | 品目 | 水揚高（千円） |
|----|-----------|------------------|
| 1 | マグロ類 | 625,145 |
| 2 | シラス | 176,139 |
| 3 | いせえび | 80,147 |
| 4 | あじ類 | 67,692 |
| 5 | かじき類 | 55,681 |
| 6 | たちうお | 48,760 |
| 7 | いわし類 | 47,227 |
| 8 | さわら | 25,593 |
| 9 | たい類 | 13,180 |
| 10 | 貝類 | 13,150 |
| | その他魚種 | 98,436 |
| | 合計 | 1,251,150 |

◆資料：市内4海面漁協集計値（市森林水産課調べ）

都道府県別ウナギ生産量

| 順位 | 都道府県名 | 生産量（t） |
|----------|-----------|---------------|
| 1 | 鹿児島 | 7,057 |
| 2 | 愛知 | 4,315 |
| 3 | 宮崎 | 2,856 |
| 4 | 静岡 | 1,536 |
| | その他 | 1,042 |
| | 合計 | 16,806 |

◆令和2年 漁業・養殖業生産統計

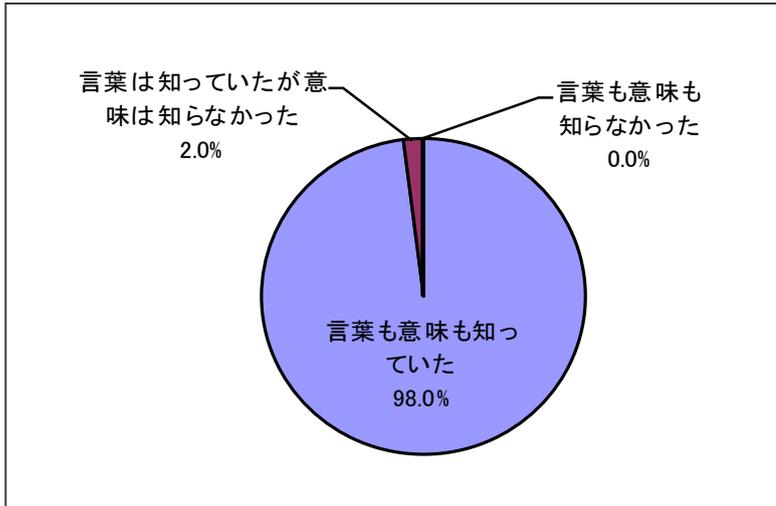
4 地産地消及び6次産業化の現状

◆資料：宮崎市市政モニターアンケート（令和3年6～7月実施）の結果より

（1）消費者の意識

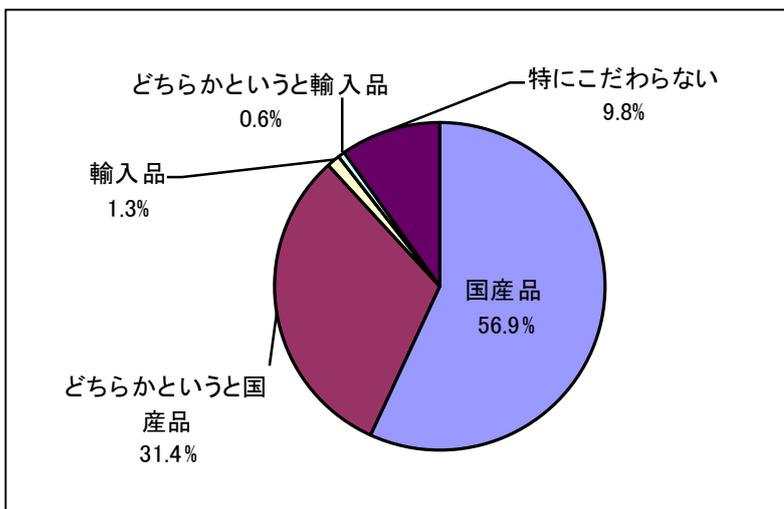
① あなたは、「地産地消」という言葉やその意味をご存知でしたか。

「地産地消」という言葉は、「言葉も意味も知っていた（98.0%）」、「言葉は知っていたが意味は知らなかった（2.0%）」、「言葉も意味も知らなかった（0.0%）」であった。



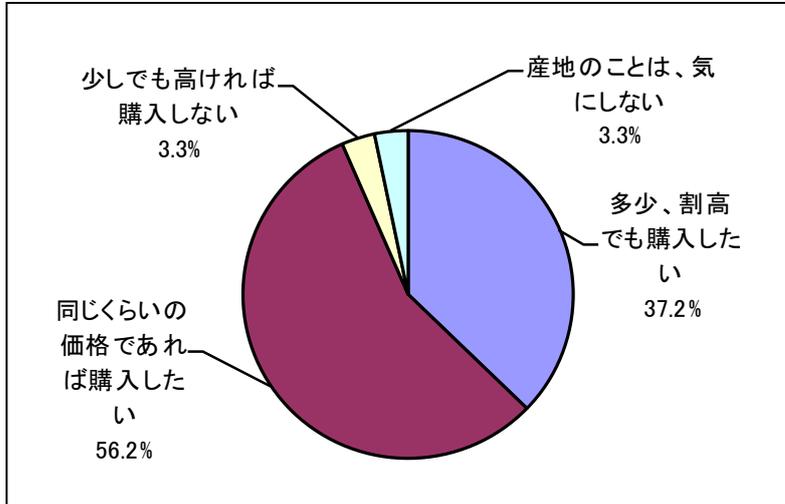
② あなたが、食料品を買う際に、国産品と輸入品が並んでいる場合、どちらを選択しますか。

国産品と輸入品の食料品が並んでいたら、どちらを購入するかは、「国産品（56.9%）」、「どちらかという国産品（31.4%）」、「輸入品（1.3%）」、「どちらかという輸入品（0.6%）」、「特にこだわらない（9.8%）」であった。



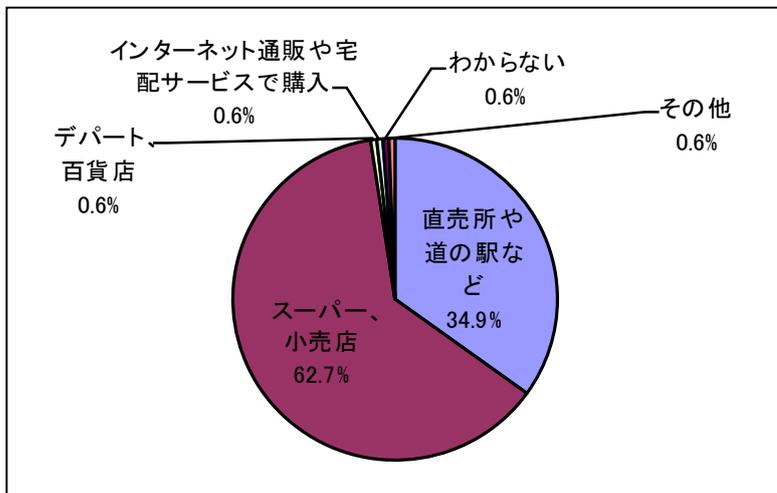
③ あなたは、宮崎市産や宮崎県産の農林水産物(地場産物)とわかる食品であれば、購入したいと思いますか。

宮崎市産や宮崎県産の地場産物は、「同じくらいの価格であれば購入したい (56.2%)」が最も多く、次いで「多少割高でも購入したい (37.2%)」、「少しでも高ければ購入しない」「産地のことは気にしない」が3.3%であった。



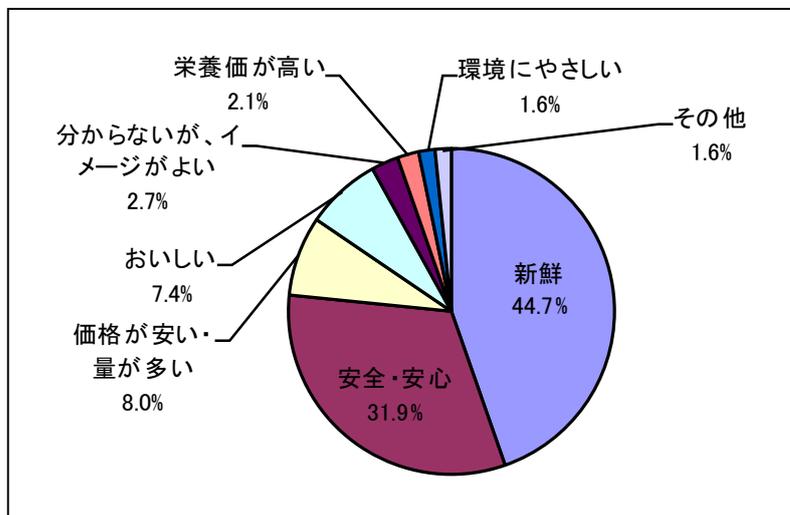
④ あなたは、「地場産物」をどこで買いますか。

地場産物の購入場所は、「スーパー・小売店 (62.7%)」、「直売所や道の駅など (34.9%)」、「デパート・百貨店」「インターネット通販や宅配サービスで購入」が0.6%であった。



⑤ あなたは、「地場産物」のよい点は、どのようなところにあると思いますか。

地場産物のよい点は、「新鮮（44.7%）」、「安全・安心（31.9%）」、「価格が安い・量が多い（8.0%）」、「おいしい（7.4%）」、「わからないがイメージがよい（2.7%）」、「栄養価が高い（2.1%）」、「環境にやさしい（1.6%）」で、その他では「地域に貢献できる」、「規格外の商品でもおいしい農産物が手に入る」との回答があった。



(2) 農林水産物直売所の状況

宮崎県の調査によると、県内の農林水産物直売所は142店舗（令和2年度）となっており、平成21年度の150店舗と比較すると、ここ数年は横ばいから減少傾向にあります。

農林水産物直売所の推移

(店舗数)

| | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|---------|-------|-------|-------|------|------|
| 中部地域管内 | 22 | 22 | 21 | 21 | 19 |
| うち宮崎市 | 19 | 19 | 18 | 18 | 16 |
| 南那珂地域管内 | 19 | 18 | 18 | 17 | 18 |
| 北諸県地域管内 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| 西諸県地域管内 | 20 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 児湯地域管内 | 25 | 27 | 26 | 25 | 26 |
| 東臼杵地域管内 | 32 | 30 | 30 | 32 | 32 |
| 西臼杵地域管内 | 10 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 県合計 | 149 | 144 | 142 | 142 | 142 |

◆資料：宮崎県 「農林水産物直売所の実態調査」

5 食品衛生の状況

(1) 食品衛生営業施設等に対する監視指導状況

① 営業許可申請時の施設検査

食品衛生法では、飲食店など公衆衛生に及ぼす影響が大きい営業を営む場合、許可が必要となります。営業許可申請により、食品衛生監視員が安全で衛生的な食品を提供するため営業施設の基準に適合しているかを検査しています。

② 営業届出時の書類審査

食品衛生法では、食品の販売業や保育所等の集団給食を営む場合、あらかじめ営業届を提出する必要があります。届出の際は食品衛生監視員が書類審査を行っています。

③ 食品衛生監視指導

食品衛生監視員が食品営業施設等を定期的に巡回し、HACCP^{*}に沿った衛生管理の実施状況や施設の衛生管理、食品の衛生的な取扱い等について監視指導を行っています。

| | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|---------------|-------|----------|----------|--------|---------|
| 許可を要する 施設 | 施設数 | 8,552 | 8,500 | 8,438 | 8,431 |
| | 延監視回数 | 2,703 | 2,801 | 3,125 | 2,654 |
| 許可を要しない 施設 | 施設数 | 2,425 | 2,470 | 2,483 | 2,372 |
| | 延監視回数 | 499 | 443 | 351 | 406 |
| 合 計 | 施設数 | 10,977 | 10,970 | 10,921 | 10,803 |
| | 延監視回数 | 3,202 | 3,244 | 3,476 | 3,060 |

◆資料：令和元年度～令和3年度版「宮崎市保健所の概要」

[用語解説]

・HACCP(ハサップ)

原料の受入から製造、製品の出荷までの一連の工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法。

6 市民の食料消費の状況

本市は、全国有数の野菜生産地でありながら、生鮮野菜の購入数量・支出金額は上位に位置するものはなく、生鮮野菜全般の購入量を見ても少ない結果となっています。

一方で、焼酎は、購入数量・金額で全国第1位、ぎょうざが支出金額で3位となっています。また、魚介類では、あじ、さばが上位に位置しています。

《家計調査（2人以上の世帯）品目別年間支出金額及び購入数量（令和元年～令和3年平均）》

| 品 目 | | 購入数量の順位 | | 支出金額の順位 | |
|--------|----------------|---------|-----------------------------|---------|-------------------------------|
| | | 宮崎市 | 上位 | 宮崎市 | 上位 |
| 魚介類 | あじ | 6位/52 | 1位：長崎市 2位：佐賀市 3位：山口市 | 3位/52 | 1位：長崎市 2位：山口市 |
| | さば | 7位/52 | 1位：鹿児島市 2位：松江市 3位：金沢市 | 6位/52 | 1位：鹿児島市 2位：和歌山市 3位：北九州市 |
| 生鮮野菜 | きゅうり | 21位/52 | 1位：長野市 2位：横浜市 3位：福島市 | 46位/52 | 1位：横浜市 2位：川崎市 3位：東京都区部 |
| | ピーマン | 32位/52 | 1位：千葉市 2位：横浜市 3位：相模原市 | 49位/52 | 1位：相模原市 2位：横浜市 3位：京都市 |
| | トマト | 36位/52 | 1位：横浜市 2位：千葉市 3位：新潟市 | 48位/52 | 1位：横浜市 2位：川崎市 3位：千葉市 |
| | <参考> 生鮮野菜全般 | 48位/52 | 1位：横浜市 2位：新潟市 3位：千葉市 | 48位/52 | 1位：横浜市 2位：東京都区部 3位：新潟市 |
| 乾物・海藻類 | 干ししいたけ | 9位/52 | 1位：大分市 2位：鹿児島市 | 18位/52 | 1位：鹿児島市 2位：静岡市 |
| 調理食品 | ぎょうざ | — | — | 3位/52 | 1位：宇都宮市 2位：浜松市 |
| 酒類 | 焼酎 | 1位/52 | 2位：鹿児島市 3位：大分市 | 1位/52 | 2位：鹿児島市 3位：北九州市 |

◆資料：家計調査「令和元年～令和3年平均の品目別都道府県庁所在市及び政令指定都市ランキング」都道府県庁所在市及び政令指定都市の総計は52市。

7 第2次計画における数値目標の達成状況

(1) 基本的施策 1 家庭における食育を推進します

| 項 目 | 計画策定時 (平成 23 年度) | 計画終了時 (平成 29 年度) | 目標値 (平成 29 年度) |
|------------------------------|---------------------|---------------------|-------------------|
| 朝食を毎日食べている子どもの割合 (3歳6か月児) | 94.0 % | 93.7 % | 100 % |

(2) 基本的施策 2 学校や保育所・幼稚園における食育を推進します

| 項 目 | 計画策定時 (平成 23 年度) | 計画終了時 (平成 29 年度) | 目標値 (平成 29 年度) |
|-----------------------------------|---------------------|---------------------|-------------------|
| 食に関する指導の年間指導計画を策定し食育に取り組んでいる小中学校数 | 55 校 (H19) | 65 校 | 73 校 (全小・中学校) |

(3) 基本的施策 3 地域ぐるみの食育を推進します

| 項 目 | 計画策定時 (平成 23 年度) | 計画終了時 (平成 29 年度) | 目標値 (平成 29 年度) |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------------------|
| 食生活改善推進員による健康料理教室等の実施回数 | 54 回 | 60 回 | 75 回 |

(4) 基本的施策 5 市民とともに地産地消を推進します

| 項 目 | 計画策定時 (平成 23 年度) | 計画終了時 (平成 29 年度) | 目標値 (平成 29 年度) |
|-------------------------------|---------------------|---------------------|-------------------|
| 学校給食における地場産物の使用割合 (食材数ベース) | 39.8 % | 38.3 % | 45 % |

第3章 計画の基本方針

1 基本目標

本市では、豊かな農林水産物と食育活動が結びつき、地産地消が促進され、健康的な生活が生涯持続することにより、「未来へとつながる幸せ」を実現するため、平成25年3月に第2次計画を策定しました。さらに、平成27年4月には計画の実効性ある推進体制を確立するために『宮崎市食育・地産地消推進会議』を設立して、食育と地産地消を一体的に推進してきました。

また、食育・地産地消推進の最終的な目的は、「すべての市民が、日々の食生活を改善することで、健康的な生活を生涯持続させる」ことにあると考え、平成27年12月に開催した健康づくりシンポジウムにおいて「野菜生産・消費、健康寿命日本一推進宣言」を行い、市民がいつまでも健康で長生きできるように、生活習慣病の予防に役立つ野菜摂取を促す『MVP350（ミヤザキ・ベジタブル・プロジェクト350）』に取り組んでまいりました。

この「MVP350」の取組を広く市民の皆様に啓発・浸透させていくためには、各関係機関・団体等の密接な連携はもとより、何よりも市民が健康な生活を維持するためには、食や食育・地産地消の必要性を十分に理解した上で自発的に参画し、活動の環を広げていくことが重要となります。

そこで、本市では、食育・地産地消推進にあたっての基本目標を次のとおり定め、取組を進めていくこととします。

MVP350で目指す「健康寿命日本一」

～ 1日350gの野菜を食べることから、健康づくりを始めよう ～

2 基本視点

食育・地産地消の推進にあたっては、次に掲げる5つの基本的な視点に立って取り組むこととします。

(1) 健康寿命の延伸を目指した健康づくりのための食育・地産地消

子どもから高齢者までの全ての市民が心豊かに生活できる活力ある社会を実現するためには、生活習慣病の発症予防・重症化予防に向けた、健全な食生活を実践することが大切です。

日々の食生活の見直しは、健康づくりの第1歩です。生活習慣病を予防し、健康な生活を維持するための目標値のひとつとして、厚生労働省では、成人1日あたり350g以上の野菜類の摂取を呼びかけています。本市では、食育・地産地消を推進する関係部局が横断的に連携し、1日あたり350gの野菜を摂取し、栄養バランスのとれた食生活の実践を推進する「MVP350」の取組を推進しています。

1日3食きちんと食事をとることやバランスのよい食生活を実践すること、野菜の摂取や朝食を食べることの重要性など、地域や家庭、学校等を通して、健康的な生活習慣や食生活を促す施策の推進を図ります。

(2) 一人ひとりが主役の市民運動としての食育・地産地消

食を大切にすることは、自分自身の健康維持や子どもの健全な育成にとってたいへん重要なことです。市民一人ひとりが、食育を自らの問題として認識し、様々な経験を通して食についての知識と食を選択する力を習得するとともに、生活習慣病予防に繋がる健全な食生活を実践することが求められます。

また、地産地消の取組は、地元農林水産物の消費拡大だけでなく、教育や食文化の継承などにつながるものであり、豊かで健康的な食生活の実現にも役立つものです。

本市では、食育と地産地消を一体的に推進するため、『宮崎市食育・地産地消推進会議』を設立し、食育・地産地消が市民運動となるように啓発するとともに、食育と地産地消の一体的な取組や市民が主体となった自発的な活動を推進していきます。

(3) 生涯にわたるライフステージに応じた食育

ライフスタイルの多様化などに伴って、私たちの食生活が大きく変化するなか、栄養の偏り、食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病などの健康問題が顕在化してきています。

子どもから高齢者までの全ての市民が、心身ともに健康で、いきいきと安心して暮らしていくためには、生活習慣病の発症予防・重症化予防に向けた食生活の改善が重要な鍵となります。

このため、ライフステージに応じた一貫性・継続性のある食育を進めます。

(4) 食に関する感謝の念と理解

世界には飢餓や栄養不足で苦しんでいる人々がいるなかで、日本では食べ残しや食品の廃棄など、「食品ロス」と言われる本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品が推計で522万トン（令和2年度推計）も発生しており、環境へ大きな負担を生じさせています。しかし一方で、日本の食料自給率*（カロリーベース）は、38%（令和3年度）と食料供給を海外からの輸入に大きく依存し、日本の食生活は海外の穀物等の生産量や価格の変動に大きく左右されています。

このような状況を理解して、毎日の生活で食事ができることに感謝の心を持つことは、

食育にとって大切な要素です。

食べ物にはそれぞれ命があり、私たちの食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることを認識するとともに、毎日の生活で食事ができるまでには、生産者を始めとして食に関わる多くの人々の努力によって支えられていることも理解し、食を大切に食糧を無駄にしない「食」に感謝する心を育む食育を進めます。

[用語解説]

・食料自給率

国内の食料消費が、国産でどの程度まかなえているかを示す指標。

(5) 生産者と消費者の相互理解により進める地産地消

地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする地産地消は、消費者にとっては生産者の顔が見え、新鮮で安全・安心な農林水産物が身近になり、また、生産者にとっても流通コストが削減され、生産者の所得向上につながるなどのメリットをもたらします。消費者と生産者の相互理解が深まれば、地場産物の消費が拡大され、ひいては、地元農林水産業を応援することにもつながります。

このため、各種イベントにおける地場産物のPR活動や農林水産業の体験や交流等を通して、地域の農林水産業や地場産物への関心と理解を深めるための地産地消を進めます。

3 基本施策

第2次計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）に掲げた「基本的施策」をさらに発展させ、「基本目標」に掲げた『MVP350で目指す「健康寿命日本一」』の実現に向け、次の5つを基本施策とします。

- 1 健康寿命の延伸につながる食育・地産地消の推進
- 2 生涯にわたる食育推進
- 3 農林水産業の体験や交流等の推進
- 4 地産地消及び6次産業化の推進
- 5 食の安全・安心を確保する取組の推進

4 施策の体系

| | |
|------|---|
| 基本目標 | MVP350で目指す「健康寿命日本一」 ～ 1日350gの野菜を食べることから、健康づくりを始めよう ～ |
|------|---|

| | |
|------|---|
| 基本視点 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康寿命の延伸を目指した健康づくりのための食育・地産地消 (2) 一人ひとりが主役の市民運動としての食育・地産地消 (3) 生涯にわたるライフステージに応じた食育 (4) 食に関する感謝の念と理解 (5) 生産者と消費者の相互理解により進める地産地消 |
|------|---|

| 基本施策 | 具体的施策 | |
|--------------------------|--------------------------------|---|
| 1 健康寿命の延伸につながる食育・地産地消の推進 | (1) 宮崎市食育・地産地消推進会議が主体となった取組の推進 | ① 宮崎市食育・地産地消推進会議が主体となった取組を推進します |
| | (2) 普及・啓発活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ① MVP350(ミヤザキ・ベジタブル・プロジェクト350)の取組を推進します ② 食育・地産地消の普及啓発活動や情報発信を行います ③ 食育推進運動の普及に努めます ④ 食品ロスの削減に努めます |
| | (3) 各種団体等における食育推進活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ① 地域における食生活改善に向けた取組を推進します ② 地域で活動する野菜ソムリエやNPO団体などと協力します |
| 2 生涯にわたる食育推進 | (1) 乳・幼児期の食育推進 | <ul style="list-style-type: none"> ① 妊娠期から子育て期の食育を通して、望ましい食生活の基礎づくりに努めます ② 保育所、幼稚園、認定こども園等での食育を推進します ③ 学校、保育所、幼稚園、認定こども園等から家庭への働きかけを支援します |
| | (2) 小学校・中学校の時期における食育推進 | <ul style="list-style-type: none"> ① 学校教育活動全体を通じた指導の充実を図ります ② 学校給食における指導及び献立内容の充実を図ります |
| | (3) 青年期から壮年期・高齢期の食育推進 | <ul style="list-style-type: none"> ① 栄養バランスに優れた日本型食生活の実践のための普及・啓発を行います ② 生活習慣病の発症予防・重症化予防のための情報提供と支援を行います ③ 高齢者の低栄養予防のための普及・啓発を行います |
| | (4) 歯科保健活動における食育推進 | ① 歯科保健活動における食育を推進します |
| 3 農林水産業の体験や交流等の推進 | (1) 農林漁業体験活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ① 食の体験や交流の機会の提供に努めます ② 市民農園の利便性向上に努めます |
| | (2) 農林漁業者との交流促進による食育推進 | ① 都市と農山漁村との交流促進による食育を推進します |
| 4 地産地消及び6次産業化の推進 | (1) 地産地消の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ① みやざきの「食」と「農」の情報提供とPRに努めます ② 料理教室の開催やその支援を通して、地産地消料理や郷土料理の普及と情報提供に努めます ③ 学校、保育所、幼稚園、認定こども園等の給食における地場産物の活用促進に努めます ④ 各種施設、飲食店等における地場産物の活用を促進します |
| | (2) 6次産業化や農商工連携の推進 | ① 生産者等による農林水産物の加工品開発の促進に努めます |
| 5 食の安全・安心を確保する取組の推進 | (1) 食品の安全性に関する知識と理解の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ① 食品衛生に関する普及啓発を図ります ② 飲食店や食品製造・販売店等に対する衛生指導を行います |
| | (2) 適正な食品表示に関する情報の提供 | ① 食品表示についての情報を提供します |
| | (3) 安全・安心な「食」の生産・供給体制づくりの推進 | ① 安全・安心な農林水産物の生産・供給体制づくりを推進します |

5 目標指標（数値目標）

基本施策1 健康寿命の延伸につながる食育・地産地消の推進

| | 指 標 | 基準値 (2016年度) | 計画4年目 (2021年度) | 目標値 (2022年度) | 目標値 (2024年度) |
|---|---------------|--------------------|--------------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 成人1日あたりの野菜摂取量 | 男性 292g 女性 278g | 男性 171g 女性 201g | 350 g | |
| 2 | MVP350の認知度 | 21.7% (2017年度) | 10.8% | 50.0% | |

基本施策2 生涯にわたる食育推進

| | 指 標 | 基準値 (2016年度) | 計画4年目 (2021年度) | 目標値 (2022年度) | 目標値 (2024年度) |
|---|--|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 3 | メタボリックシンドローム※該当者及び予備群の減少率（特定保健指導対象者の減少率） | 10.2% | 3.0% (2020年度) | 16.0% | |
| 4 | 食生活改善推進員による健康料理教室等の実施回数 | 73回 | 39回 | 75回 | |
| 5 | 朝食を食べる小学生（6年生）の割合 | 95.5% | 95.0% | 98.0% | 100% |
| 6 | 朝食を食べる中学生（3年生）の割合 | 95.2% | 94.7% | 98.0% | 100% |
| 7 | むし歯のない3歳児の割合 | 83.2% | 91.3% | 85.0% | 93.0% |

基本施策3 農林漁業体験を経験した割合

| | 指 標 | 基準値 (2016年度) | 計画4年目 (2021年度) | 目標値 (2022年度) | 目標値 (2024年度) |
|---|---------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 8 | 農林漁業体験を経験した割合 | 55.1% (2017年度) | 54.7% | 60.0% | |

基本施策4 地産地消及び6次産業化の推進

| | 指 標 | 基準値 (2016年度) | 計画4年目 (2021年度) | 目標値 (2022年度) | 目標値 (2024年度) |
|----|--------------------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 9 | 地産地消の推進を啓発するイベント等の実施回数 | 109回 | 44回 | 120回 | |
| 10 | 学校給食における地場産物の使用割合（食材ベース） | 39.3% | 35.9% (2020年度) | 45.0% | |
| 11 | 6次産業化に取り組む事業者数 | 36件 | 46件 | 41件 | 52件 |

基本施策5 食の安全・安心を確保する取組の推進

| | 指 標 | 基準値 (2016年度) | 計画4年目 (2021年度) | 目標値 (2022年度) | 目標値 (2024年度) |
|----|------------------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 12 | 食品事業者等の開催する講習会への講師派遣回数 | 44回 | 26回 | 47回 | |

[用語解説]

・メタボリックシンドローム

内臓脂肪の蓄積に、高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患を招きやすい病態のこと。

第4章 具体的な施策の展開

1 健康寿命の延伸につながる食育・地産地消の推進

近年、少子高齢化の進展による本格的な人口減少社会を迎えるなか、医療費や介護給付費など大幅な増加が見込まれており、健康寿命を延ばし社会保障費の伸びを抑えることは、全国的に重要な課題となっており、本市もその取組が求められています。

本市が、「健康寿命日本一」を目指すためには、市民の心身の健康に抱える課題を一つひとつ解決していく必要があります。

この課題解決のためには、医療や介護の取組だけでなく様々な観点からの対策が必要ですが、本市では1日あたり350gの野菜摂取を推進し、栄養バランスのとれた食生活の実践を目指すこととしています。

また、生活習慣病の発症予防・重症化予防のためにも、市民一人ひとりに対し、心身の健康を支える「健全な食生活」を実践する意識や知識を十分に浸透させていくための食育を推進します。

(1) 宮崎市食育・地産地消推進会議が主体となった取組の推進

① 宮崎市食育・地産地消推進会議が主体となった取組を推進します

本市では、実効性のある計画の推進体制を確立するため、平成27年に学識経験者や関係機関・団体の代表者等で構成される『宮崎市食育・地産地消推進会議』を設置しました。

この会議では、食育・地産地消の推進に関する重要事項や施策の推進について審議し、事業に反映させるとともに、情報交換等を行い、関係団体等の連携強化を図りながら、食育・地産地消を推進します。

また、庁内関係部署からなる「食育・地産地消推進調整会議」において、施策の連携や調整などを行います。

(2) 普及・啓発活動の推進

食育・地産地消の取組を広げていくためには、食の現状や望ましい食生活、地場産物の利用の状況などについて、市民への周知を図る必要があります。

これまでの啓発や情報提供の充実はもちろんのこと、関係機関等が連携し、食育に関する情報発信を行うイベントやポスター、チラシ、FacebookなどのSNS等あらゆる方法を検討し、市民に食育の知識が浸透し、実践されるように努めます。

① MVP350（ミヤザキ・ベジタブル・プロジェクト350）の取組を推進します

本市では、市民の健康づくりに役立てていただくため、食育・地産地消を推進する関係機関が横断的に連携し、成人1日あたり350gの野菜を食べることを推奨する「MVP

350」に取り組み、栄養バランスのとれた食生活を促す市民運動を展開します。

- 「MVP350」と連動した食育・地産地消に関するシンポジウムや講演会等を開催します。
- 野菜摂取を促す料理教室を始めとした健康料理教室を開催します。
- 野菜売り場における地場産野菜を使ったレシピの提供について検討します。
- 市政出前講座やポスター、チラシ、FacebookなどのSNSを活用した「MVP350」の普及・啓発を図ります。

② 食育・地産地消の普及啓発活動や情報発信を行います

市の広報紙やホームページ、FacebookなどのSNS等により、正しい知識の普及啓発や食育の取組に関する情報について、広く市民へ周知を行います。

また、市民が食育・地産地消活動に積極的に参加できるよう、イベント開催などの情報提供を行います。

- 市広報みやぎき、市ホームページ、FacebookなどのSNS等や市政出前講座等により、ライフステージに応じた食習慣の改善や生活習慣病と食の関係についての情報発信を行います。
- 地元農林水産物の販売や消費拡大・利用促進のため、地産地消のイベント情報や地元農林水産物を使ったレシピの提供など、地産地消の情報発信に取り組みます。

③ 食育推進運動の普及に努めます

毎月16日の「ひむか地産地消の日」、毎年6月の「食育月間」や「MVP350」などの継続的な食育推進運動を実施し、市民の自発的活動の推進を図ります。

- 市主催のイベントや関係機関が主体となって実施する各種イベントの場を活用し、健康食レシピ紹介、試食など、食育の普及・啓発に取り組みます。
- シンポジウムや講演会等の開催と連動した食育・地産地消の取組に関する展示を行います。

④ 食品ロスの削減に努めます

市民一人ひとりが、作り過ぎや必要以上に購入しないことなど、食べ物を無駄にしない意識を高め、「もったいない」気持ちや「食」への感謝の心を育む食育に取り組み、「食品ロス」の削減に努めます。

- 食材を計画的に使いきる、食べ残しをしないなど、家庭でできる取組について啓発に取り組みます。
- 飲食店等における会食、宴会時における食べ残しを減らすための取組「3010運動※」の啓発を行います。

[用語解説]

・3010(さんまるいちまる)運動

宴会などで乾杯後の30分間とお開き前の10分間は席を立たずに料理を楽しむことにより、食べ残しを減らす運動。

(3) 各種団体等における食育推進活動の推進

市民一人ひとりが、食についての知識と食を選択する力を高め、「健全な食生活」を実践することが求められています。

また、地域において様々な世代と共食[※]の機会を持つことは、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え習得する観点からも重要です。

そこで、市民の生活に密着した活動を行っているボランティアなどの役割が重要であることから、地域で食育活動に取り組む各種団体の育成や活動支援を行います。

[用語解説]

・共食^{きょうしょく}

食事を一人で食べるのではなく、家族や友人、職場の人や地域など、誰かと共に食事をする事。

① 地域における食生活改善に向けた取組を推進します

食育の推進は、市民一人ひとりの食生活に直接関わる取組であり、これを市民に浸透させていくためには、行政による取組だけでなく、地域で幅広く実践される活動が重要であることから、食育活動の推進役となる食生活改善推進員や栄養士などの活動を支援します。

- 地域に浸透した食生活改善推進活動を行う人材の育成や研修に取り組みます。
- 食について専門的知識を有する栄養士などへの情報提供を図ります。

② 地域で活動する野菜ソムリエやNPO団体などと協力します

地元食材を活用した料理教室など、野菜ソムリエ[※]や食育の専門知識を有するNPO団体が取り組む食育活動を支援します。

- 料理教室や各種イベント等における食育活動の取組を支援します。

[用語解説]

・野菜ソムリエ

野菜や果物の目利き、栄養、素材に合わせた調理法など毎日の食生活に欠かせない野菜・果物の幅広い知識を身につけ、その魅力や価値を社会に広めることができるスペシャリスト。一般社団法人日本野菜ソムリエ協会が認定する民間資格。

③ 「子ども食堂[※]」の取組を広げます

家庭における共食の機会が少ない子どもたちが、その機会を得ることにもつながる「子ども食堂」の取組を広げるため、専門知識を持った子ども食堂コーディネーターを配置し、開設・運営支援等を行います。

- 個人や企業から食材等の寄附を募り、子ども食堂運営者へのマッチングを支援します。
- 子ども食堂の開設や運営相談のほか、利用相談等、子ども食堂に関する様々な相談に対応します。
- 子ども食堂運営者や子どもの支援に関わる関係機関による連絡会議を開催します。

[用語解説]

・子ども食堂

子どもが一人でも行ける無料又は低額の食堂。宮崎市内には、令和4年10月末日現在で39か所の子ども食堂が活動している。

2 生涯にわたる食育推進

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、乳幼児期から青年期、高齢期に至るまで生涯をじた食育を推進することが重要です。このため、子どもの頃から基本的な食習慣を身につける取組を推進します。

20歳代～30歳代の若い世代は、朝食の欠食や野菜の摂取不足など、健康や栄養に配慮した食生活における課題が他の世代より多くみられます。こうしたことから、これから親になる若い世代が食に関心を持ち、「健全な食生活」の実践に取り組むとともに、食に関する知識や取組を次世代に伝え、つなげていけるよう支援します。

また、40歳代～60歳代に肥満が多いことから、メタボリックシンドロームの予防や栄養バランスのよい食事の実践など、健康寿命の延伸につなげる食育を推進します。

(1) 乳・幼児期の食育推進

乳・幼児期は、生涯にわたって健全な心身を培うため、「食を営む力」の基礎づくりを行う時期です。

そのため、「早寝・早起き・朝ごはん」の実践から、食事のリズムを作り、生活リズムを整えることで、基本的な食生活習慣を育むことが重要です。

また、妊娠期から子育て期は、健康な赤ちゃんを産み育て、親自身の健康回復を図るために必要な栄養を適切にとることが重要です。親子いっしょに「食」の大切さや楽しさを理解し、食体験を広げていくことができるような支援を行います。

① 妊娠期から子育て期の食育を通して、望ましい食生活の基礎づくりに努めます

「食を営む力」の基礎づくりでは、乳幼児がお腹のすくリズムを整えて、1日3食、主食・主菜・副菜のそろった食事をとることができるよう、「早寝・早起き・朝ごはん」、おやつとの与え方等への指導・助言により健やかな育ちを支援します。

また、妊娠期から子育て期には、離乳食の進め方や幼児食移行後の偏食・食べムラ・遊び食べなど子どもの食に対する不安が多いため、栄養相談等により、これらの不安解消に努めます。

- 離乳食教室（もぐもぐランド）を実施します。
- 乳幼児健康診査等母子保健事業において栄養相談などを実施します。

② 保育所、幼稚園、認定こども園等での食育を推進します

保育所等では、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、子どもの成長や発達に合わせた切れ目のない取組の推進が重要です。

子どもが生活と遊びの中で収穫体験や調理体験など食に関わる体験を積み重ね、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つような食育環境づくりに努めます。

- 保育所等における食育計画の作成を支援します。
- 献立作成会を開催し、乳幼児期にふさわしい給食の実践を推進します。

③ 保育所、幼稚園、認定こども園等から家庭への働きかけを支援します

偏食や欠食、孤食などの子どもたちの食の乱れや健康への影響が見受けられる中、子どもたちが食の大切さや楽しさを実感できる環境づくりを進めていくことが重要となっています。

栄養面では、やせ・肥満の予防の立場から、適切な栄養摂取による健康の保持増進が図られるよう、家庭と保育所や幼稚園等が連携した食育推進が求められています。

また、保育所や幼稚園等の人的・物的資源を活かし、食物アレルギーなど保護者の不安解消や相談に対応できるよう、引き続き情報提供や研修等の取組を支援します。

- 保護者への情報提供を含めた給食献立表や給食だより等の配布を行います。
- 食に関する研修会を開催し、保護者等からの食に関する相談への対応を支援します。

(2) 小学校・中学校の時期における食育推進

小学校期は、食の大切さを学び、望ましい食習慣や生活リズムを定着させ、中学校期は、望ましい食習慣や生活リズムを自己管理して維持する時期となります。

各学校では、学習指導要領に示された食育の推進を踏まえた年間指導計画を策定し、給食指導における食育のほか、各教科等の食に関する指導と関連付けた食育を推進しています。

また、食育を通じた健康状態の改善等の推進のため、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、学級担任、給食主任、学校医等と連携し、保護者の協力の下に食に関する個別的な相談・指導を行うなど、望ましい食習慣の形成に向け、家庭と連携した取組を支援します。

① 学校教育活動全体を通じた指導の充実を図ります

給食の時間における指導に加えて、教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通して、食育に関する指導を推進します。また、生産者や地域のボランティア団体と連携した活動を行うことで、より効果的な指導が実践されるように努めます。

- 年間指導計画に基づき、計画的かつ組織的に食育を推進します。
- 食育実践事業を実施し、各学校における食育の取組を推進します。
- 望ましい食習慣を身につけるため、朝食摂取やバランスのよい食事に心がけるよう、「食育だより」や一口メモ（給食時間放送指導用資料）による啓発を行います。
- 小学校新1年生を対象に給食指導用パンフレット「学校給食にゆうもん」を配布します。
- 親子料理教室や宮崎県が推進している「お弁当の日」の取組を支援します。

② 学校給食における指導及び献立内容の充実を図ります

食育における「生きた教材」としての給食が、栄養、衛生を考慮しつつ、子どもたちにとって魅力あるものとなるよう、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、給食主任、調

理員などが情報を共有し献立内容の充実に努めます。

- 給食における地場産物をはじめ郷土料理や行事食等を活用した食育を推進します。
- 校内での献立委員会の充実に努めます。
- 給食を活用した郷土の偉人の紹介等の取組に努めます。

(3) 青年期から壮年期・高齢期の食育推進

青年期は、進学、就職、結婚、出産など生活環境が大きく変化する時期です。このため、日々の充実した生活を健康的に過ごすためには、適正体重や適切な食生活についての正しい知識と行動意欲を持つことが大切です。また、この時期の食生活が壮年期以降の健康状態に大きく影響することを理解することも重要です。

壮年期は、職場や家庭での役割など、ストレスがたまりやすく、多忙なこともあり健康管理がおろそかになりやすい時期です。また、身体機能も徐々に低下し、生活習慣病などの疾患にかかりやすくなるため、生活習慣や食習慣の改善を図りながら、健康管理に努めることが大切です。また、食育実践の基本として家庭で、朝食や夕食を一緒に食べることを通して家族のコミュニケーションを深めることも重要となります。

高齢期は、加齢とともに身体の変化と体力の低下があり、低栄養による心身機能の低下予防に配慮した食生活が大切です。壮年期に引き続き高齢期においても、生活習慣病の発症や重症化を防ぐとともに、咀嚼(そしゃく)・嚥下(えんげ)機能を維持し、高齢者の特性に合った食生活を実践することが必要です。また、一人暮らしの割合も高くなることから、家族の他にも親しい仲間や地域のつながりの中で、家族や友人などと会話を楽しみながら食卓を囲む共食の機会をつくり、食事を楽しむことが望まれます。

① 栄養バランスに優れた日本型食生活^{*}の実践のための普及・啓発を行います

生涯にわたって心身の健康を確保しながら、健全な食生活を実践するためには、市民一人ひとりが栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要です。主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が、栄養バランスに配慮した食事であることを、行政、関係機関のほか、地域で活躍する食生活改善推進員や栄養士等を通じて、市民への普及・啓発に努めます。

- 栄養バランスに配慮した食事の普及・啓発を行うため、食生活改善推進員等への研修を行います。
- 公民館活動と連携した料理教室の開催や各種イベント開催時にレシピ等の配布など正しい食生活の知識の普及や情報提供に努めます。

[用語解説]

・日本型食生活

昭和50年代ごろの食生活のこと。ごはんを主食としながら、主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わった、バランスのとれた食事とされている。

② 生活習慣病の発症予防・重症化予防のための情報提供と支援を行います

成人の健康状態については、エネルギーや食塩の過剰摂取等に代表されるような栄養等の偏り、朝食の欠食や野菜の摂取不足など、日々の好ましくない生活習慣の積み重ねが、高血圧、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病につながります。

生活習慣病の発症予防・重症化予防のため、特定健康診査を実施し、健診の結果による訪問等での特定保健指導を行います。また、地域における生活習慣病予防のために、食生活改善推進員等が市民を対象に、減塩や野菜摂取に関する講話と調理実習を各地域で行います。

- 個別通知のほかに各種イベントでの呼びかけや関係機関の協力等による受診勧奨を行い、健診受診率の向上を図ります。

- 食生活改善推進員等による生活習慣病予防のための健康料理教室等を行います。

③ 高齢者の低栄養予防のための普及・啓発を行います

高齢者では、加齢による咀嚼（そしゃく）能力の低下や、消化・吸収率の低下、運動量の減少に伴う食事摂取量の減少等を原因とした、低栄養による虚弱の予防が重要です。

高齢者自身が積極的に社会参加できる機会として、地域の中での共食の場作りにも努め、併せて介護予防や健康づくりの講話、実地指導等の機会を活用しながら、それぞれの高齢者の特性に合わせた食事量や栄養バランスの周知・啓発を行います。

また、介護予防の三本柱の一つである栄養改善に取組み、低栄養の予防を図ることで介護の重度化を防ぐ取組を行います。

- 地域における共食の場としての「ふれあい会食会」などの開催を支援します。

- 地域ケア会議の助言者に歯科衛生士や管理栄養士を加え、咀嚼（そしゃく）や嚥下（えんげ）機能の維持・向上、及び低栄養予防への取組を図ります。

（４） 歯科保健活動における食育推進

毎日の食事をおいしく食べられるということは、健康な生活の基本です。そのために必要なことは、しっかり噛める健康な歯を持ち続けることです。歯を失う主な原因はむし歯と歯周病です。乳幼児から成人まで、むし歯予防および歯周病予防を継続して行うことができるよう、歯と口の健康づくりを支援します。

① 歯科保健活動における食育を推進します

食べる喜び、話す楽しみ等のQOL^{*}の向上を図り、生涯を通じた口腔の健康、口腔機能の維持・向上及び知識の普及・啓発を行います。

- ライフステージに応じた歯科保健対策を推進します。

- 定期的な歯科健診の必要性を啓発し、むし歯予防及び歯周病予防を支援します。

- 各種健康診査等での歯科健康教育・保健指導を実施します。

[用語解説]

・QOL

「生活の質」「生命の質」などと訳される。どれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送れるか、生きることに関心や喜びを感じられているかという尺度としての概念。

3 農林水産業の体験や交流等の推進

農林水産業の体験活動や生産者との交流は、農林水産物への関心を高め、「食」が豊かな自然の恩恵を受けて多くの方々に支えられていることを実感させるとともに、食べ物を大切にする心や感謝の心を深め、食を生み出す農林水産業への理解を深める機会となり、食育の推進を図るうえで重要な取組です。

生産者と共に農林水産業の体験や交流を通して、消費者と生産者の顔が見える関係を構築するため、農作業や農産物の加工体験、生産者との交流の取組を推進します。

(1) 農林漁業体験活動の推進

保育所・幼稚園等や学校では、作物の栽培や調理などの体験活動が行われており、市内には市民が自分で農作物の栽培体験ができる市民農園*が開設されています。

農林水産業への理解を深めるため、農作業や農産物の加工体験、生産者との交流などの取組を推進します。

① 食の体験や交流の機会の提供に努めます

多くの保育所や幼稚園等では、園庭や畑を借りて野菜等の栽培、観察、収穫など食事を作るプロセスに触れる活動などに取り組んでいます。また、小学校等においては、自然体験活動や地域の農業者や女性グループ、ボランティア団体との連携・協力による農作業体験、郷土料理の講話・調理実習特産物、魚の調理教室などが実施されています。

こうした体験は、「食」を支える地元の農林水産業への関心と理解が深まり、生産者との交流により地場産物への興味を高めるなど地産地消にもつながるものと期待されており、今後も関係機関・団体との連携を図りながら、体験や交流の取組を支援します。

■ 農林水産物の生産・加工現場の見学会、農林水産業体験や料理教室など、食と農をつなぐ体験や交流の機会の提供に努めます。

② 市民農園の利便性向上に努めます

市やNPO等が開設している市民農園では、市民が自分の手で野菜や花を育て、収穫する喜びを体験している。

市民農園の利用により、農業への理解が深まる効果が期待されるため、今後とも積極的に市民農園のPRに努め、施設の利用向上を図ります。また利用希望者の相談には適切に対応し、初心者でも気軽に楽しめる環境づくりを支援します。

■ 市民農園の利用状況を常に把握し、利用向上のためチラシ・ポスター・ホームページ・ラジオ・広報紙等でPRに努めます。

■ 市民農園の利用者のニーズを把握し、利便性の向上を図ります。

[用語解説]

・市民農園

サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクレーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

(2) 農林漁業者との交流促進による食育推進

自然豊かな農村景観や古くから受け継がれてきた郷土料理などの伝承文化は、都市住民を魅了するかけがえのない地域資源となっています。

しかし、近年は若者を中心に、農林漁業体験のない人が多くなっています。

農山漁村を訪れる都市住民が地域住民との交流や農作業等を体験してもらうことで、農林水産業の理解とそこで生産（収穫）される農林水産物の消費拡大が期待されます。

このため、地域資源を活用して都市住民との交流を行う地域を支援し、都市との交流促進を図ります。

① 都市と農山漁村との交流促進による食育を推進します

農林漁業体験のない方に、農山漁村の地域住民との交流や、種まきや収穫作業、潮干狩りなどの体験をする場を提供することで、農林水産業に対する理解を深めるとともに、都市と農山漁村との交流による地域活性化の取組を推進します。

■ 農林漁業体験により、都市と農村との交流による地域活性化を図り、消費者が農林水産業に対する理解を深める取組を推進します。

4 地産地消及び6次産業化の推進

地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組は、消費者にとっては生産者の顔が見え、新鮮で安全・安心、高品質な農林水産物が身近になり、生産者にとっても流通コストの削減が可能となり、所得の向上につながるなどメリットをもたらします。

地域の食材を活用した郷土料理などは、地元農林水産物の消費拡大だけでなく、地域の伝統的な食文化の継承につながるものであり、豊かで健康的な食生活の実現にも役立つものです。

また、食料自給率の向上に加え、直売所での地元農林水産物の直接販売や加工品の開発は、生産者の所得機会の創出と農林水産業の6次産業化にもつながります。

(1) 地産地消の推進

本市で生産される高品質な農林水産物やその加工品に関する情報発信に努め、宮崎の食の豊かさへの関心を高め、消費者の産地への愛着心や安心感を深め、各家庭における消費拡大や学校給食等での利用促進など、さらなる地産地消の推進に取り組みます。

① みやざきの「食」と「農」の情報提供とPRに努めます

現在、本市においては、13品目が県の商品ブランドとして認証されるなどバラエティ豊かで質の高い農林水産物が生産・水揚げされています。

また、「食フェスタinみやざき」、「園芸の祭典」等の各種イベントにおいて、市内の消費者への地元農林水産物のPR活動が行われています。今後とも、安全・安心な「みやざきどれ」農林水産物への理解と信頼を得るため、農林漁業者や農林漁業団体等の関係機関と連携を図り、PR活動に努めます。

さらに、イベント等を通じたPR活動のほか、道の駅や物産センターを活用した安全・安心な地元農林水産物の情報発信に努めます。また、地産地消により宮崎の観光地としての魅力を高めるため、商工観光と連携し、伝統的な食文化や食にまつわる歴史を紹介するなどの情報発信に努めます。

- 安全・安心な“みやざきどれ”農林水産物への理解と信頼を得るため、農林漁業者や農林漁業団体等の関係機関と連携を図り、一体となった情報提供に努めます。
- 各種イベント等を通じた「食」と「農」のPR活動を展開します。
- 市のホームページや広報紙、Facebook等のSNSを活用し、地元農林水産物の販売や消費拡大・利用促進のため地産地消のイベントについての情報発信を行います。

② 料理教室の開催やその支援を通して、地産地消料理や郷土料理の普及と情報提供に努めます

ボランティア団体や農林漁業関係者、食品事業者との連携により、地場産物を活用した地産地消料理や郷土料理を紹介するためのレシピの配布など情報提供に努めます。

- 食生活改善推進員等による地産地消料理や郷土料理のレシピ等の情報提供に努めます。

- 魚食普及や水産物の消費拡大を図るため、宮崎県おさかな普及協議会が行う調理講習等を支援します。

③ 学校、保育所、幼稚園、認定こども園等の給食における地場産物の活用促進に努めます

子どもの頃から地元の食材に親しむことは、地産地消の継続的な推進につながります。学校や保育所、幼稚園等で行われる食育活動の中で、地域の食文化や産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の心を育むほか、地場産物を取り入れた魅力ある給食を提供し、将来にわたる地場産物の利用促進につなげます。

- 地場産物を多く取り入れた新たなメニューを提案するなど、バラエティ豊かな献立の提供に努めます。
- 生産者と交流する機会をつくり、食と農への理解を深めます。
- 地域の豊かな食文化が継承されるよう、郷土料理、地場産物を活用した献立作成に努めます。
- 伝統的な食文化に関する関心と理解が深まるような生産現場を知る体験や保護者への情報提供を含めた取組を支援します。

④ 各種施設、飲食店等における地場産物の活用を促進します

市内のホテルや旅館、飲食店では、旬の食材や地元農林水産物を利用した料理の提供が行われています。また、(一社)みやPEC推進機構は、宮崎の旬の食材を使用した料理やスイーツを市内のホテル・レストラン等で提供する企画を展開し、食材のPRに努めています。

民間企業などの社員食堂や福祉施設、病院等の給食施設へ「MVP350」の取組の普及・啓発を行い、飲食店や宿泊施設等における地元農林水産物の利用拡大に努めます。

- 「MVP350」取組を普及・啓発することにより、地場産野菜の消費拡大に努めます。
- (一社)みやPEC推進機構が進める市内の飲食店での地産地消の取組等を支援します。

(2) 6次産業化や農商工連携の推進

農林漁業者が自ら加工・販売に取り組む6次産業化[※]は、企業的な視点や総合的なマネジメント力・営業体制など家族経営体で取り組むにはハードルが高く、取組件数も伸び悩みが見受けられます。また、市内には、大量ロットに対応できる食品製造業者が少なく、市外で一次加工されている現状もあります。

このような中、本市のバラエティ豊かで質の高い農林水産物を活用した6次産業化や農商工連携[※]の取組は、農林水産物の付加価値を高めることはもちろん、地域経済全体への波及効果も大きいことから、今後もその取組を推進します。

① 生産者等による農林水産物の加工品開発の促進に努めます

6次産業化に向けては国や県も様々な支援策を講じており、農林漁業者等が取り組む大きなテーマとなっています。

今後とも、6次産業化や農商工連携の取組を推進し、本市の豊かな農林水産資源を活用した新商品及び新サービスの開発による地域産業の活性化を目指します。

- 補助事業等を活用した6次産業化や農商工連携の取組を支援します。
- (一社)みやPEC推進機構が進める「宮崎市版6次産業化[※]」の取組を支援します。

[用語解説]

・6次産業化

農林漁業者(1次産業)が、農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農林漁村の経済を豊かにしていこうとする取組。

・農商工連携

農林漁業者と商工業者の方々がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などへの取組。

・宮崎市版6次産業化

宮崎市を1つの経営体とみなし、「生産」「加工」「市外への販売」が市内で完結できる仕組み。

5 食の安全・安心を確保する取組の推進

健全な食生活を実践するためには、市民一人ひとりが食生活や健康に関する情報の収集や正しい選択ができる力を身に付け、自らの判断で食を選択していくことが必要です。

近年、食生活の多様化、食品流通のグローバル化、健康意識の高まりなどを背景に、食品添加物や農産物の残留農薬、食品製造業者の偽装表示、食品衛生管理の問題など食の安全性に対する市民の関心は高い状況にあります。

このような中、食品等の安全性を確保するため本市では、食品衛生法に基づく宮崎市食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、食品の製造者、加工者、輸入者又は販売者（以下「食品関連事業者」）に対する監視指導や収去検査等を行うとともに、県や関係団体と連携しながら食品衛生に関する情報提供や普及啓発を図り、食の安全・安心に努めています。

安全・安心な農林水産物の生産・供給体制づくりのため、生産者は農薬の適正使用やポジティブリスト制度^{*}の遵守に努め、生産履歴管理記録簿の記帳の徹底など農産物の安全な生産に取り組んでいます。

また、農業団体では、平成11年度より約2時間で結果を判明させる「宮崎方式」残留農薬システムを確立し、国内で使用されるほぼ全ての農薬約400種類を検査、不適格農産物の出荷停止に取り組んでいます。

宮崎市中央卸売市場では、40万市民はもとより、県全域、広くは全国の消費者まで、新鮮で安全な青果物を供給する「産地市場」としての重要な役割を担っています。生鮮食料品等を安全かつ安定的に供給するという市場機能を十分に発揮していくために、市場開設者と青果部、水産物部、花き部及び関連事業者が一体となった市場運営が求められています。

(1) 食品の安全性に関する知識と理解の促進

食の安全性に対する市民の関心は高い状況にあります。市民や食品関連事業者に対し、食中毒予防に関する基礎的な知識や食品の安全性に関する知識を深めるため、食中毒予防や食の安全性に関する情報の発信・啓発に取り組めます。

① 食品衛生に関する普及啓発を図ります

毎年、全国で食中毒が発生しています。市民の多くは食中毒への関心はあるものの、食中毒の予防に関する正しい知識と理解が不足しています。正しい食品衛生に関する知識の普及や理解を深めてもらうため、食品衛生に関する情報提供や普及啓発を図ります。

■ 市政出前講座の開催、保育所・学校等へのチラシ配布、市ホームページや広報紙、Facebookなどを通じて食中毒予防に関する情報の発信・啓発を行います。

② 飲食店や食品製造・販売店等に対する衛生指導を行います

食品衛生監視員が、市内の食品を取り扱う施設を巡回し、施設の衛生状態や食品の取り扱い状況について監視指導（衛生指導）を行います。また、講習会等を通じて食品の安全性や食品衛生について情報提供を行います。

食品関連事業者に対しては、食品の安全性や食品衛生についての知識や技術の習得に

努めます。

- 食品関連事業者に対する講習会を開催し、技術の向上を図ります。
- 食品衛生責任者に対する実務者講習会を開催し、技術の向上を図ります。

(2) 適正な食品表示に関する情報の提供

平成27年4月に食品表示法が施行され、消費者等に販売される全ての食品に食品表示が義務づけられました。食品関連事業者が、適正に食品表示を行うことや、消費者も食品表示に関する正しい知識と理解を深めることが大切です。

① 食品表示についての情報を提供します

食品関連事業者等には、適正で分かりやすい表示が求められているため、適正な表示を行うよう指導するとともに、消費者が自らの健康や栄養を考え、正しく食品を選択できるよう取り組みます。

- 食品関連事業者に対する食品表示の講習会を実施します。
- 食品関連事業者に対する衛生及び保健事項の指導を行います。
- 市政出前講座などを通して、市民に対し食品表示についての情報提供を行います。

(3) 安全・安心な「食」の生産・供給体制づくりの推進

食の安全が脅かされ、その信頼性を揺るがす事例も相次いで発生するなど、市民の食に対する関心はますます高まっています。また、農薬や化学肥料の使用をできるだけ減らした、より安全で高品質な農産物を求める傾向が強まっています。

このようなことから、安全で信頼される農産物の生産・供給体制づくりが求められています。

① 安全・安心な農林水産物の生産・供給体制づくりを推進します

食の安全・安心を求める消費者ニーズに的確に対応し、生産者の顔が見える産地を確立するため、農薬の適正使用やポジティブリスト制度の遵守に努め、生産履歴管理記録簿の記帳の徹底などトレーサビリティ[※]への取組を関係機関一体となって推進します。

宮崎市中央卸売市場においては、常に大量の青果物等が流通しており、市民の信頼を得るため、さらに継続して生鮮食品の安全確保推進に取り組んでいきます。

- 県、農業改良普及センター及び生産者団体等と連携を図りながら、農薬の適正使用やポジティブリスト制度の普及推進を図るとともに、生産履歴管理記録簿の記帳徹底に取り組みます。
- 青果物の安全・安心を確保するため残留農薬検査を定期的実施します。

[用語解説]

・ポジティブリスト制度

食品への農薬残留については、「食品衛生法」により残留基準が設定されており、残留基準の設定がされていない農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を禁止する制度。

・トレーサビリティ

食品の流通経路情報(食品の流通した経路及び所在地等を記録した情報)を活用して食品の追跡と遡及を可能とする仕組み。

第5章 計画の推進にあたって

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、関係機関・団体、行政等が一体となって食育・地産地消の推進に取り組みます。また、計画の実効性ある推進体制を確立するため、学識経験者や健康・福祉・教育関係者、農林漁業者等で構成される『宮崎市食育・地産地消推進会議』を推進主体とし、関係者が連携して取り組んでいきます。

また、庁内関係部署で構成する「食育・地産地消推進調整会議」において、施策の連携や調整などを行いながら、事業を実施していきます。

2 関係者の役割

本計画の推進を図るためには、行政の取組のほか、関係機関や市民の意識向上と行動が不可欠です。市民をはじめ、健康・福祉・教育関係者、農林漁業者、農林漁業団体、食品関連事業者やNPO団体等と行政機関がそれぞれの役割を活かしつつ、相互の連携を図りながら食育・地産地消に取り組んでいく必要があります。

(1) 市の役割

関係機関・団体と連携しながら、食育・地産地消に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、市民が行う食育・地産地消推進のための取組について支援します。

(2) 健康・福祉・教育関係者の役割

医療、保健、介護その他社会福祉の関係者及びその関係機関・団体には、保健指導や栄養指導を通して、市民の健康の維持・増進を支援することが求められます。

教育並びに健康・福祉の関係者及びその関係機関・団体には、相互に連携を図り、あらゆる機会や場所を利用して積極的に食育を推進するとともに、他の関係者が行う食育推進活動に協力することが求められます。

また、地域の食文化の継承や地元農林水産物の利用促進を図る観点から、食育と地産地消の取組の連携を図るとともに、学校給食等における地産地消の促進が求められます。

(3) 農林漁業者等の役割

農林漁業者及び農林漁業に関する団体には、農林漁業に関する体験活動等を通して、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について市民の理解を深めるとともに、健康・福祉・教育関係者と相互に連携して食育推進活動を行うことが求められます。

また、市場の動向や消費者・実需者のニーズを的確に把握し、需要に応じた農産物の生産・供給に取り組むとともに、6次産業化や農商工連携への取組、地産地消の推進に向けた取組が求められます。

(4) 食品関連事業者等の役割

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織団体には、事業活動を行うにあたって積極的に食育・地産地消を推進するとともに、食品の安全性の確保や適正な食品表示などの情報提供に努めることが求められます。

また、国や県、市が実施する食育・地産地消の推進に関する施策や、他の関係者が行う食育推進活動に協力することが求められます。

(5) 市民の役割

「食」が自分の健康や生活に深く関わっていることを自覚し、市民一人ひとりが家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において、生涯にわたる健全な食生活の実現に努め、食育の推進に努めることが求められます。

また、自然の恵みや生命、そして食に関わる人々への感謝の気持ちと理解を深めるため、生産者等との積極的な交流を図り、地域の農林水産物への愛着や安心感を深め、地産地消の推進に寄与するように努めることが求められます。

3 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、施策を効果的・効率的に推進する観点から、本市の関係部局が中心となって進捗状況の把握・評価を実施し、適切な進行管理に努めるとともに、計画の着実な実施を図るため、毎年度開催する宮崎市食育・地産地消推進会議において、本計画の進捗状況を報告することとします。

資料編

○第3次宮崎市食育・地産地消推進計画改訂版の策定経緯

| 年月日 | 内容 |
|--------------------|-------------------------------------|
| 令和3年 6月28日～7月9日 | ○市政モニターアンケート 「食と地産地消に関するアンケート調査」 |
| 令和4年 4月20日 | ○令和4年度第1回食育・地産地消推進担当者会 |
| 7月6日 | ○令和4年度第1回食育・地産地消推進調整会議及び幹事会 |
| 8月5日～8月31日 | ○令和4年度食育に関する実態調査 |
| 9月8日 | ○令和4年度第1回宮崎市食育・地産地消推進会議（書面） |
| 11月17日 | ○令和4年度第2回食育・地産地消推進担当者会 |
| 令和5年 1月5日 | ○令和4年度第2回食育・地産地消推進調整会議及び幹事会 （書面） |
| 1月24日 | ○令和4年度第2回宮崎市食育・地産地消推進会議（書面） |

○宮崎市食育・地産地消推進会議設置要綱

(目的)

第1条 宮崎市食育・地産地消推進計画(以下、「推進計画」という。)を着実に推進するため、「宮崎市食育・地産地消推進会議(以下、「推進会議」という。)」を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を掌る。

- (1) 推進計画の策定及び見直しに係る審議並びに推進計画を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育・地産地消に関する重要事項について審議し、及び食育・地産地消に関する施策を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招へいし、会議の議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局は、健康管理部健康支援課内に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月26日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

○推進会議委員名簿

| 所属 | 職 | 氏名 | 分野 | 備考 |
|--------------------------------|-----------------|---------|----|-----|
| 国立大学法人宮崎大学 | 農学部長 | 國武 久登 | 学識 | 会長 |
| 宮崎市食生活改善推進協議会 | 会長 | 瀬戸口 みつ子 | 健康 | 副会長 |
| 学校法人南九州学園南九州大学 健康栄養学部管理栄養学科 | 教授 | 渡邊 純子 | 学識 | |
| 宮崎県国民健康保険団体連合会 | 事務局長 | 徳留 義章 | 国保 | |
| 公益社団法人宮崎県栄養士会 | 理事 | 石田 慶子 | 健康 | |
| 一般社団法人宮崎市郡歯科医師会 | 専務理事 | 柿崎 陽介 | 健康 | |
| 宮崎市保育会 | 副会長 | 石本 由美子 | 福祉 | |
| 宮崎市学校法人立幼稚園協会 | 協会推薦委員 | 山本 友子 | 福祉 | |
| 宮崎市老人クラブ連合会 | 常務理事 兼事務局長 | 濱砂 盛男 | 福祉 | |
| 宮崎市学校教育研究会 栄養教諭・学校栄養職員部会 | 理事長 | 黒木 亜紀 | 教育 | |
| 宮崎市学校教育研究会 学校給食部会 | 部会長 | 原田 浩之 | 教育 | |
| 宮崎市PTA協議会 | 副会長 | 松本 祐子 | 教育 | |
| 公益財団法人宮崎県学校給食会 | 総括主幹 | 濱田 喜久子 | 教育 | |
| 宮崎中央農業協同組合 | 販売部部长 | 吉田 博文 | 農政 | |
| 宮崎市沿岸漁業振興対策協議会 | 宮崎市漁協 青島女性部長 | 矢部 法子 | 農政 | |
| 宮崎市女性農業者組織PAM | 会 長 | 児玉 亜沙美 | 農政 | |
| 特定非営利活動法人 食生活応援団ベジフルバスケット | 理事長 | 矢野 智香子 | 農政 | |
| 一般社団法人みやPEC推進機構 | 常務理事 兼事務局長 | 日高 国弘 | 農政 | |
| 宮崎県中部農林振興局 | 次長（技術担当） | 佐藤 浩通 | 行政 | |
| 宮崎青果小売商業協同組合 | 青年部部长 | 前田 陽一朗 | 農政 | |

○食に関する問い合わせ先

各内容については、下記行政窓口までお問い合わせください。

| 連絡先 | | | 担当する内容 |
|--------|-----------|---------|----------------------|
| 税務部 | 国保年金課 | 21-1745 | 成人の食について |
| 福祉部 | 地域包括ケア推進課 | 21-1773 | 高齢期の食について |
| 子ども未来部 | 子育て支援課 | 21-1765 | 子ども食堂について |
| 〃 | 保育幼稚園課 | 21-1774 | 保育所、幼稚園等における食について |
| 〃 | 親子保健課 | 73-8200 | 妊産婦、乳・幼児期の食について |
| 健康管理部 | 健康支援課 | 29-5286 | 成人の食について 歯の健康について |
| 〃 | 保健衛生課 | 29-5283 | 食品の安全について |
| 教育委員会 | 保健給食課 | 85-1837 | 小・中学校における食について |
| 農政部 | 農政企画課 | 21-1785 | 農林水産業について |
| 〃 | 農業振興課 | 21-1781 | |
| 〃 | 森林水産課 | 21-1919 | |
| 〃 | 市場課 | 29-1501 | |



宮崎市

**第3次宮崎市食育・地産地消推進計画
(改訂版)**

MVP350で目指す「健康寿命日本一」
～ 1日350gの野菜を食べることから、健康づくりを始めよう ～

宮崎市健康管理部健康支援課

〒880-0879 宮崎市宮崎駅東一丁目6番地2

TEL 0985-29-5286

FAX 0985-29-5208

電子メールアドレス 10zousin@city.miyazaki.miyazaki.jp